（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第百二十九条　法第九十二条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

［削る］

二～五　［略］

［2・3　略］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第百三十条　法第九十三条第一項に規定する一時金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一・二　略］

［削る］

三・四　［略］

［2～4　略］

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第百三十一条　法第七十九条第一項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を組合に提出することによつて行うものとする。

［一　略］

［削る］

二～五　［略］

［2・3　略］

（公務障害年金の決定の請求）

第百三十九条　公務障害年金について、法第四十二条第一項の規定による決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を組合に提出しなければならない。

［一　略］

［削る］

二～五　［略］

六　法第八十条第一項第二号に定める場合（退職年金を受けることができる場合を除く。）に該当するときは、当該給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

［削る］

（整理退職の場合の一時金の決定の請求）

第百二十九条　［同上］

［一　同上］

二　退職当時の所属機関の名称

三～六　［同上］

［2・3　同上］

（遺族に対する一時金の決定の請求）

第百三十条　［同上］

［一・二　同上］

三　組合員又は組合員であつた者の退職当時又は死亡当時の所属機関の名称

四・五　［同上］

［2～4　同上］

（三歳に満たない子を養育する組合員等の給付算定基礎額の計算の特例を受ける場合の申出等）

第百三十一条　［同上］

［一　同上］

二　法第七十九条第一項に規定する基準月において組合員であつた当時の所属機関の名称

三～六　［同上］

［2・3　同上］

（公務障害年金の決定の請求）

第百三十九条　［同上］

［一　同上］

二　退職当時の所属機関の名称（組合員にあつては、当該組合員の所属機関の名称）

三～六　［同上］

七　法第八十条第一項第二号に定める場合に該当するときは、当該給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号

八　法第九十八条第六項に定める場合に該当し、厚生年金保険法による年金たる保険給付（令第二十五条の十一に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付を含む。）を受けることができるとき（厚生年金保険法第四十七条第一項ただし書（同法第四十七条の二第二項、第四十七条の三第二項、第五十二条第五項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定に該当することにより同法による障害厚生年金を受ける権利を有しないとき、又は同法第五十八条第一項ただし書の規定に該当することにより同法による遺族厚生年金を受ける権利を有しないときを除く。）は、法第九十八条第七項の厚生年金相当額に相当する給付の名称、その支給を受けることができることとなつた年月日及びその年金証書の記号番号又は年金コード